

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年8月24日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 萩谷 俊行
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 橋本 芳彦
総務部長 川田 俊昭 総務課長 会沢 義範
市民生活部長 飛田 良則 市民課長 高安 正紀
市民課長補佐 萩野谷 真 保健福祉部長 平野 敦史
社会福祉課長 綿引 稔 社会福祉課長補佐 山田 明
こども課長 加藤 裕一 こども課長補佐 住谷 孝義
介護長寿課長 萩野谷智通 介護長寿課長補佐 照沼 克美
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 猪野 嘉彦
健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐兼ワクチン接種対策室長 鈴木 伸一
商工観光課長 石井 宇史 商工観光課長補佐 水野 泰男
都市計画課長 渡邊 勝巳 都市計画課長補佐 金田 尚樹
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(2) 常任委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(3) 議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例

…執行部より説明あり

(4) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について

…執行部より説明あり

議事の経過概要 (出席者の発言は以下のとおり)

開会 (午前10時00分)

事務局長 それでは、おはようございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、できるだけ3密を避けるよう、今回はアクリル板を設置いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、換気のため廊下側のドアは開放して行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに議長よりご挨拶をお願ひいたします。

議長 おはようございます。

全員協議会に対しまして、全員の出席をいただいております。大変ご苦労さまでございます。

今、局長からもお話がありましたけれども、県内においても非常事態というようなことで、議会といたしましても、ご覧のようにアクリル板を設置して、隣との間隔を空けた、そういう対応をさせていただいております。

また、議会運営委員長からも報告がございますけれども、やはり当議会といたしましても市民に対して議会も緊急事態に対応する、そういう対応を、委員長のほうから報告があると思います。ひとつ、この緊急事態に対しましての対応をしっかりしていきたいと思ひます。

執行部も大変でしょうけれども、もう二頑張り、市長を先頭に拡大防止にご尽力をいただくよう切にお願ひをいたします。

今日は内容がちょっとございますので、昼にまたがる可能性もあると思ひます。流れによって昼休みを取る場合もございますけれども、ひとつ、ご協力を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長のほうにお願ひをいたします。

議長 それでは、まずご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像、庁舎内のテレビに放映、放送をしております。会議内の発言については必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔また明瞭にお願ひをいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願ひます。

ただいまの出席議員は17名でございます。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

まず、最初に市長からご挨拶をいただきます。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

ただいま議長のほうからもありましたけれども、新型コロナウイルス関連につきましては非常に厳しい状況、全国的にも感染拡大に歯止めがかかっておりません。本県も国の緊急事態宣言の対象に追加をされたところでございます。

那珂市としても、残念ながら感染者が後を絶たない、そういう状況で、依然として予断を許さない状況が続いております。引き続き、感染症対策に万全を期することが重要であると考えております。

17日からは市民等を対象にPCR検査費用の一部を市が負担する事業を実施しております。市民の不安軽減を図る取組をしているところでございます。今後も切れ目のない対策を進めまして、市民の安心、安全を第一に全庁的に取り組んでまいりますので、議員の皆様にもお力添え賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、第3回定例会の会期日程の審議のほか、新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてなど、ご報告をさせていただいております。何とぞ慎重なるご審議のほどお願いを申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

まず、最初に議会運営委員会萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告をいたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和3年第3回定例会について審議をいたしました。また、8月19日にも議会運営委員会を開催しましたので、その内容につきましてもご報告いたします。

お手元の資料、1ページをご覧ください。

提出予定議案は、報告が5件、条例一部改正や補正予算などの議案が9件、決算の認定が3件です。いずれも第3回定例会中に上程し、議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年9月1日施行としているため、定例会初日に本会

議で審議をし、採決まで行うことといたします。それ以外の議案11件につきましては、資料3ページの委員会付託表（案）のとおり各常任委員会へ付託をし、審議することに決定いたしました。

資料2ページに戻りまして、常任委員会協議、報告案件は10件であります。請願、陳情につきましては、今回請願が1件、陳情が1件提出されました。申合せ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願、陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。5ページ以降に写しを添付しておりますので、ご確認ください。

一般質問は、9名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の13ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第3回定例会においては、一般質問日程を2日間とし、9月2日、富山議員から古川議員までの5名、9月3日、關議員から小泉議員までの4名で実施をすることに決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は、別紙のとおり8月31日から9月17日までの18日間とすべきものと決定をいたしました。

議案質疑、討論につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いをいたします。

また、今回の一般質問の通告内容につきましては、16ページのとおり重複している内容がございます。該当する方は、申合せ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

続いて、8月19日に開催した議会運営委員会での協議事項について、ご報告いたします。

初めに、9月定例会のコロナ対策についてですが、こちらは昨年より傍聴席の数を半分にしておりますが、緊急事態宣言下であることから、傍聴席の数を3分の1とし、2席ずつ空けて傍聴してもらうことといたしました。そのため、傍聴席に入れる人数につきましては17席となります。

次に、議員と語ろう会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年も中止をすると決定いたしました。

続いて、全員協議会資料②をご覧ください。

1ページの全員協議会の開催方法及び開催案件についてですが、こちらは各常任委員会で審議をしておりました執行部の協議、報告案件につきましては、今後は全員協議会の場において報告、説明、質疑応答を行う方法に変更することといたしました。また、全員協議会は1、4、7、10月にも開催することにより、毎月の開催とするものです。

次に、11ページの申合せ内規の一部変更についてですが、こちらは前回開催した全員協議会において表現が分かりにくいとの意見があった部分を補足するなど3か所の部分について変更するものです。

次に、12ページの議員勉強会についてですが、先日、事務局から議員の皆様アンケートを取った結果、大きく4つの項目となったため、今年はカーボンニュートラルと地方自

治法についての講義を聞くことといたしました。時期といたしましては、10月から11月を予定しております。

次に、全国市議会議長会より、コロナ禍にある厳しい財政状況に対し、地方税財源の充実を求める意見書の提出要請があり、議会運営委員会の発議として上程することを決定いたしました。内容は、資料の13ページから17ページになります。中身についてご意見がある場合には、本会議2日目の一般質問終了時まで事務所に申し出ていただくようお願いいたします。また、資料18ページの要請につきましては、取り扱いを協議した結果、配付のみとすることと決定いたしました。

最後に、19ページの議会ホームページにありました市民からの意見につきまして、どのように回答するかを協議いたしました。各項目の詳しい中身につきましては、この後事務局から補足説明することとなっております。

以上、ご報告申し上げます。

議長 委員長からの報告が終わりました。

続いて、事務局から補足説明がございます。

事務局長 それでは、まず私のほうから今回の議会の新型コロナウイルス感染症対応についてということでご説明をさせていただきます。

資料は、25ページの後ろにあるんですけども、ページ番号1となっておりますが、令和3年第3回定例会のコロナ対応についてというタイトルがあるものです。

今回、第3回9月の定例会におきましての新型コロナウイルス感染症対応について、ご説明させていただきます。

現在、国のほうからの緊急事態宣言を受けまして、茨城県もそれに対して対応をしているところでございます。それで、公共施設の対応といたしましては、入場整理の協力依頼ということで、できるだけ人数制限であるとか、そういう部分についての配慮をしてくださいということが言われております。那珂市議会といたしまして、基本的な密接、密集、密閉等の対応は今までもしているところでございますが、今後は、今回はやっていますコロナのデルタ株のほうについては感染力が非常に強いということでもございますので、できるだけ人と人との間隔、密にならないように、そういう部分に一応対応をするということにいたしました。

1番といたしまして、今回、傍聴席でございますが、今まで半分に制限をしていたところでございますが、今回はそれをまた減らしまして3分の1に制限をいたします。間隔については、座席を、いままでは1席ずつ空けていたんですけども、2席を空けて座っていただくということで、議場のほうは定員が51名、これ記者のほうも含めて51名なんですけれども、これを20名。あとは、全員協議会室の後ろの傍聴席ですけども、定員30名で最初やっておりましたが、これを10名といたします。

それから、今回から、9月の定例会から本会議については、議場でやる会議につきまし

てはユーチューブでライブ配信をいたします。もし一般質問等でご覧いただきたい支持者等がいる場合には、できるだけこちらのユーチューブのほうで見ていただけるようお願いをさせていただければというふうに思います。

それから、現在、茨城県知事選の投票所、期日前の投票所が設置されておりまして、従来はそこにモニターを置いて、そちらで傍聴席に入れない方は見ていただくというような対応をしていたんですけれども、今回は下に投票所がありまして使えませんで、本会議をやっているとき、傍聴席に入れない方については、ここの後ろの傍聴席を利用しまして、ここにモニターを置いて、ここで見てもらうような対応をしていきたいと思います。

それから、本会議の出席者の削減ということで、これは以前にも行いましたが、本会議の一般質問のときに限りまして議場内の人数を減らすということでございます。質問者以外の人数についても削減する。あと、答弁をされない執行部の方についても議場のほうから出てモニターのほうで見てもらうというような対応をいたします。

それから、アクリル板の設置ですが、今回できる限りアクリル板を議員等の間にも設置をしております。あと、本会議場にも、本会議をやる場合にはこのアクリル板を本会議場のほうに持っていきまして、議席のところの間に置く予定でございます。

それから、検温、消毒、換気の徹底については、これも今までどおりでございます。

それから、議員控室でございますが、昼食等の場合に多少、密になる部分がございますので、昼食のときでもできるだけ間隔を空けてお弁当の配置もいたしますので、その辺もご協力をお願いいたします。

それから、常任委員会、全員協議会については、今までと同じようにライブ配信ということで、関係者のみの限定のライブ配信ということで、執行部の職員等が見られるような形で配信をしてみたいと思います。

それに加えて、皆様をお願いなんですけれども、現在新型コロナウイルス感染症ということで、どこで感染するか分からないというような状況になっております。それで、皆様方が、リスク管理といたしまして、もし感染してしまつて、それが分からないで議場に来た場合に、後で保健所のほうから濃厚接触者となった場合には全員PCR検査をやってもらうんですけれども、そうすると2週間は自宅待機をしてくださいということになってしまいます。そうすると、議会本会議等が開催できなくなるおそれがありますので、感染対策につきましては皆様十分に注意をしていただきたいと思います。それで、最近保健所のほうから感染者に接触した方で、濃厚接触者ということでもしかすると連絡があるかもございません。その場合には、できるだけ自宅待機をしていただく。それから、最近、濃厚接触者以外にも接触者ということで保健所から連絡がある場合がございます。この接触者の場合も、保健所のほうで今できるだけ感染拡大を防ぐという意味でPCR検査をしてくださいということで多分指導があると思いますが、接触者の場合は、それで陰性であれば出てきても大丈夫だというような、今までのガイドラインというか、方針がございま

すので、濃厚接触者か接触者かということでも対応が違いますので、その辺も注意をお願いしていただければと思います。

これから議会が始まりますので、皆様全員には新型コロナウイルス感染予防、対応についても十分なご配慮のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

次長 続きますして、本日の資料②の全員協議会の開催方法及び開催案件についてという資料をお願いいたします。

こちらについて、私のほうから説明をさせていただきます。

こちら、今日議題にいたしましたのは、内容といたしましては執行部の報告案件、今まで常任委員会のほうで報告をされていたんですけども、それを全員協議会に報告の場を替えるということと、全員協議会を毎月開催できるような形に変更するという内容でございます。

こちらにつきましては、今までの議員の皆様からのご意見、例えば執行部からの説明を全員で等しく聞くことによって市民への説明責任につながるのではないかというようなご意見ですとか、議会のほうの定数が以前に比べて少なくなって、コンパクトな議会になってきましたので、そういうことも踏まえての変更というご提案でございます。

資料に沿って内容を説明させていただきます。

まず、(1) 執行部報告案件の取扱いについてというところでございます。こちら、今の現状ですが、執行部が議会に報告したいことがあるときの流れですけれども、まず①として所管の常任委員会において担当課より説明、質疑応答。その後、②直近の全員協議会で常任委員長より報告をして、委員長報告に対する質疑応答を行っております。案件によりましては、事前に委員長に確認を取った上で常任委員会での説明後、執行部が全員協議会で再度説明するような場合、もしくは全員協議会のみで説明するような場合が今混在している状況でございます。例えば、道の駅の案件などにつきましては総務生活常任委員会で説明した後、全員協議会で再度執行部が報告したりですとか、現在の新型コロナウイルス感染症対策に関しましては全員協議会で全て報告をしているような状況でございます。そちらの米印のところで、平成26年6月3日、部長会議資料参照ということで、4ページにつけてあるんですけども、こちらは平成26年5月23日の全員協議会において協議した内容で、執行部より議会に説明したい案件がある場合の議会の対応ということで、全員協議会で決まった内容を部長会議資料として周知した資料でございます。

まず、基本は①のやり方にしますという内容で、執行部が所管常任委員会に説明をする。その後、常任委員会での内容を直近の全員協議会で委員長が報告するという、こちらが原則というふうに決めました。場合によって、②、③のように再度全員協議会で執行部が報告したり、全員協議会で最初から報告するようなことがありますけれども、原則は①のようにやっていきますというふうに決まったのがこのときでございます。こちらが決まった

背景といたしまして、最初の資料の1ページの(2)のところになりますが、那珂市議会では平成24年9月に議会改革特別委員会を設置し、様々な改革を実施してきました。以前、常任委員会は請願などの審査が主とされてきましたが、議会基本条例の中に常任委員会の活性化ということを明記いたしまして、市政の課題に対して積極的に調査研究を行える体制を整えるということにいたしました。委員会の所管事項をより深く理解するため、執行部からの報告は常任委員会で行うということを原則といたしました。こちらが常任委員会主義とかという言葉で言われておりますけれども、こういう形にしてきたという流れがまずございます。実際、現在もそのようなやり方で実施をしているんですが、(3)といたしまして、問題点が幾つか生じているのではないかとということでございます。全員協議会で報告、説明を望む声というのも出てきているところでございます。

下の四角の中に幾つか問題点と思われる点を書いておりますが、まず、所属する常任委員会の委員以外は執行部の報告に対しその場で質問することができない。こちらは、常任委員会は常に公開しておりますので傍聴することは可能なんですけれども、実際に議論の中に入ることはできないということでございます。

それから、全員協議会での委員長報告の際、計画など分量の多いものやグラフや図面などを用いて説明されたものは委員長から説明することが難しいということもございますが、実際、市の計画の類などは結構な分量がございまして、大変、委員長から説明するのも苦慮している状況でございますし、建設関係など図面で説明されたようなものを委員長からまた報告するものもなかなか難しいという、ケースがございます。

それから、委員長報告に対する他議員からの質問に対し、委員長が説明できない場合もある。こちらは全員協議会で常任委員長から報告していただいたときに、やはり細かい部分の数字などは持ち合わせておりませんので、そこで質問された内容に答えることが難しい場合とか、あるいは質問したい視点というのが皆さんそれぞれ違っていると思いますので、委員会の中では全く質問が出なくて議論もしていなかった部分などの質問が出た場合には、委員会の中ではそういう話が出ませんでしたということしか回答できないような場合もございます。

それから、委員会の説明時に追加で配付された資料などが全議員に共有されない。こちらは、委員会のときに委員の皆様から追加で資料を出してほしいということで急遽要請があったようなものは、その場でお配りしたり終わってからお配りしたりしているんですが、ほかの議員の皆様にもボックスのほうに入れたりしているんですけれども、実際何の資料だったのかというのがなかなか全議員に共有されていないということがございます。

それから、案件により全員協議会で再度報告するケースもございますけれども、どの案件を全員に報告すべきなのか判断基準がないということもございます。ケースによって再度全員協議会で執行部から報告を求めるような場合もございますけれども、それを、どの案件を議員の皆様が知りたい案件なのか、重要な案件なのかという判断を誰がするのかと

というのが難しいことがございまして、今もちょっと混在しているような状況でございます。
続きまして、2ページ。

こちらですが、他市議会の状況、全員協議会の開催状況というのはどういうふうになっているのかということで、今年の5月に県内の市議会のほうに那珂市議会の事務局のほうから調査を依頼しております。内容につきましては、その後ろ、4ページ、5ページのほうに質問書、こういう内容で質問を投げまして、回答を頂いたものを、7ページから集計したことになります。こちらが、ちょっと分量が多いので後で目を通していただきたいんですけども、項目としては、左側に市議会名がありまして、定数と全員協議会の運営規定があるかどうか、それから去年の開催回数、開催時期、開催内容、それから質疑を行っているか、後は執行部報告案件の取り扱いをどういうふうにしているか、あと委員会等に報告した場合、全議員への周知はどうしているかというふうな項目で聞いております。

2ページのほうに戻っていただきまして、集計した結果、執行部の報告案件の取扱いについて、全員協議会で報告しているという市議会が14市議会ございました。常任委員会で報告しているというのは、那珂市議会を含めて3市議会。案件の内容によって上記のどちらかに報告するか、または両方で報告するというところが12市議会。常任委員会に事前に報告した後、再度全員協議会で報告するというところが2市議会。全く別の会議で報告していますというところが1市議会ございました。

それから、その下の全員協議会の開催状況。こちら複数回答になるんですけども、定期開催をしているところ、例えば毎月、定例会開催月はやっていますので、そのほかの月で毎月何日頃とか何曜日頃とかという開催を決めているところが7市議会。定例会前後で開催しているところ、これは那珂市議会も入りますけれども、こちらが15市議会と、案件があったときに開きますという不定期のところは27市議会ありました。

続いて、(5) 全員協議会への執行部報告案件の移行及び定期開催化の案でございます。

今まで説明した状況を踏まえまして、このような形に変更するというところで、まず①の変更ポイントといたしまして2つ上げておりますけれども、常任委員会と全員協議会の役割をまず明確化するというところでございます。常任委員会は付託案件、議案とか請願の案件の審査というところに集中していただくということと、所管事項の調査研究を引き続き行う。それから、全員協議会は議会内の諸問題の協議、執行部からの報告ということで、議会内でいろいろ議論するような必要がある内容について協議したりですとか、執行部からの報告をこちらで受けるというような役割の分担を明確にするということでございます。

続いて、原則として全員協議会を毎月開催に変更する。これは、現在定例会7日前と閉会日前日、その他議長が必要と認めたときに開催しているわけですが、これに加えまして、定例会以外の月、1月、4月、7月、10月になりますけれども、こちらに追加で実施することによって、より執行部との情報共有を図る、それから議員間の情報共有と

か問題についての意見交換などを行えるように変えていこうということでございます。

それによって、②改善点として考えられる点でございますが、報告資料に基づき、全議員が執行部から詳細な説明を受けることができる。それから、全議員がそれぞれの視点で質疑ができる。全議員に情報が共有される。こちらに関しましては、議会のICT化によって資料の印刷、配付の手間を増やさずに実施ができるようになるのではないかというふうに考えております。

それから、執行部報告案件について、全員協議会での委員長報告は不要になります。こちら、全員で聞いておりますので、常任委員長から今まで行っている委員長報告というものがなくなります。

全員協議会が定期的にあることで執行部からの報告をタイムリーに受けることができるということでございます。

続いて、3ページでございますが、変更にあたって協議が必要な事項が幾つかございます。

こちらの変更に当たりましては、8月19日の議会運営委員会でご協議をいただきまして、変更自体に関してはご了承を頂いたということなんですけれども、実際、それに伴って幾つか変えていかなければならない部分がございます。

まず、全員協議会の開催時間。現在は午前10時開催で、今日のような場合は議会運営委員会を9時半から開いております。案件が増えますので、会議時間が長くなります。こちらに関しまして、開催時間の検討が必要ではないかということでございます。現在でも7日前、今日のような全員協議会はかなり時間がかかっておりまして、12時を過ぎてしまうことが続いております。こちらについて、1番の現状の時間、10時から開始して午後まで実施する案と午後からの開催に切り替える案というものが、ちょっと協議をしたんですが、午後からというよりは今までどおり10時から開催して、案件が多ければお昼をまたいで午後まで開くというような形でちょっとやってみて、やりながら検討してはどうかというご意見が議会運営委員会のほうでございました。

それから、追加開催となる月、1月、4月、7月、10月の開催日なんですけど、開催日をいつにするかということで、こちらは部長会議ですとか庁議の開催日が第1、第3月曜日ということになっておりまして、それが終わってから執行部の報告案件が決定するケースが多いことから、月の下旬、25日頃の開催が望ましいのではないかということで、こちら基本25日頃の開催ということで、暦の関係で土日になってしまう場合もありますので、早目にスケジュールを出して、その頃に開催するような形で進めてはどうかということでございました。

それから、こちらの変更をいつからするのかという変更時期ですが、12月定例会、または来年の3月定例会からということでご協議いただいたところ、12月定例会から変えてみようということで、今まで開いていない月に開催するのは1月からの開催としてはどうか

というご意見がございました。

それと、もう一つ懸念される材料といたしまして、原子力安全対策常任委員会の開催案件の減少ということで、原子力の委員会に関しましてはもともと議案の付託がないので、開催案件として今まで報告していた、例えば避難計画ですとかそういった防災の原子力関係の報告案件が全員協議会に移ると開催案件がちょっと少なくなってしまう。請願が出た場合ですとか、あとは、委員会の調査事項は引き続き行っていくしますので、現在は東海第二原発の再稼働関係とかに関しまして、市民の声を聴く活動とか懇談会とかいろいろ企画をしていただいておりますので、そういう活動は残っていくんですけども、ちょっと案件自体が少なくなってしまうのではないかとということで、議会運営委員会でも協議していただきましたが、こちらに関してはちょっとやってみて考えるということで、やむを得ないのではないかとご意見もございました。

それから、執行部の報告案件を全員協議会に移すということで、今までも常任委員会に報告したい案件がある場合、執行部のほうから事前に委員長ですとか議長に説明をしていたケースがございますけれども、そちらはどうするかということで、それはちょっと、移行期間でもございますので、今までどおり残していくということで、委員長への説明、あるいは議長への説明が必要な場合には事前にそれは行っていただくということでお話が出たところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご協議をお願いいたします。

議長 まず、議会運営委員長あるいは事務局からの補足説明もございました。案件が非常に多いですけども、何かお尋ねしたいことはございますか。

花島議員 聞かれたのは、質問があるかと聞かれたと思うんですが、いきなり決定ですか。ちょっとそこが分からないのは、幾つか選択肢があるところがありますね。

議長 何ページですか。

花島議員 具体的には3ページにあります。まず、変更時期が12月定例会から来年3月定例会からか。だから、12月の意見があると言ったのであって、12月にしようという提案とは私は聞いていないんですけども。そこは明確にしてください。あと、開催時間ですね。

議長 それでは、明確にということでございますので、12月定例会からということ、これでよろしいですね。

花島議員 それから、開催時間も10時からということで、提案ですね。ちゃんと分けて言ってください。こういう意見があったというのと提案するというのと。

以上です。

次長 続きまして、ただいまの資料の11ページをお開きください。

議会運営に関する申合せ内規の一部変更について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほど議会運営委員会の委員長からありましたように、3項目ほど表現が分かりにくいという部分ですとか追加する部分について変更を行いたいと思

ます。

まず、上から会議規則第62条関係、一般質問のところでは表現が分かりづらいというところ2点を変更したいと思います。現行の⑩、関連質問はこれを許可しないという部分で、関連質問という言葉がちょっと曖昧ではないかというお話がありましたので、こちら変更後で、関連質問に対する注釈を入れまして、括弧書きで質問者以外の議員が一般質問に関連して行う質問はこれを許可しないというふうに明確に入れました。

それと、現行の⑪番、所属する委員会が現在調査している事項についての一般質問は行わないように努める。こちらの現在調査している事項という言葉がちょっと誤解されやすいというご意見がございましたので、こちらに関して⑪番の変更後のほうで、所属する委員会が特定の調査項目を定めて現在調査している事項についての一般質問は行わないように努めるというところで、補足を入れまして、委員会が所管している全部の事項ではないですよというところを明確にしております。

続いて、2段目の会議規則第143条関係、請願の審査報告の部分でございます。こちらにつきましては、令和2年3月26日の全員協議会で取扱いを変更した内容を申合せ内規のほうには明記しておりませんでしたので、口頭でご了解いただいた部分だったんですが、こちらを明記するものでございます。内容といたしましては、常任委員会に付託された請願（陳情）が継続審査となった場合には、委員会の審議経過について定例会最終日前日の全員協議会において委員長が報告し、本会議では報告しないというふうに追加いたします。こちらに関しては、請願等が継続審査となった場合、以前本会議で委員長報告の中で継続になった理由を説明していたんですけども、こちらに関しまして、委員長報告は委員会での結果を報告するものであって、結果でないものは報告できないということになっておりましたので、ちょっと取扱いが誤っていた部分を修正して、本会議の中で閉会中の継続審査の申出をするんですが、それだけですとどうして継続審査になったのかが分かりにくいということがございますので、最終日前日の全員協議会で委員長のほうから説明をしていただくような形に取扱いを変更した内容でございます。

続いて、最後ですが、その他の事項といたしまして、現行⑮番、法律に議会に提出しなければならないとある案件の統一という部分で、現在、土地開発公社の経営状況を説明する書類、それから監査委員による例月出納検査報告は、こちら本会議において諸般の報告の中で議場に配付しているんですけども、これにつけ加えまして、那珂市教育委員会点検評価報告書につきましても議会に提出しなければならない書類ということになっておりましたので、こちらを追加いたします。時期的には、来年の3月か6月の定例会での配付ということになると思います。

以上です。

次長補佐 すみません、私のほうから意見書の中身について、ご説明したいと思いますので、資料の13ページをお開き願います。

コロナ禍における地方税財源の充実を求める意見書についてでございます。

こちらにつきましては、今年の7月に全国市議会議長会より依頼があったものでございます。概要でございますが、近年の地方財政は巨額の財政不足が続いており、加えて、昨年から新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されることから、5月に開催した第97回全国市議会議長会定期総会において、令和4年度の一般財源総額の確保や土地の固定資産税に係る特別措置の期限を延長しないことなどを盛り込んだ要望事項が議決され、また7月に開催された第155回地方財政委員会において、償却資産等に係る固定資産税や自動車税等の環境性能割の特例措置のさらなる延長をしないことを重点要望事項として議決されたものによるものでございます。全国市議会議長会では、国に対して要望活動を展開しておりますが、各市議会においても9月議会において意見書（案）を参考に議決の上、国に提出いただきたいとのことでした。

次に、各項目についてご説明いたします。

資料の16ページをご覧ください。

一番目につきましては、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額について、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保することとされているが、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることがないよう十分な総額を確保するという内容でございます。

2番目につきましては、償却資産に係る固定資産税の特例措置は本来国庫補助金などの国の責任において対応すべきものであり、地方税、ましては市町村の基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきではないため、特例措置の期限の到来をもって終了することという内容でございます。

3番目につきましては、土地に係る固定資産税について、令和3年度の税制改正において課税標準額を令和2年と同額とするという負担調整措置については、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが本来納めるべき税額よりも少ない税額を納めることとなるため、公平性の観点から極めて問題があるため、令和3年度で終了するという内容でございます。

17ページをご覧ください。

4番目につきましては、消費税増税により自動車税、軽自動車税の環境性能割による臨時税軽減について、この軽減が繰り返されることにより特例が恒久化し、両税の縮小や廃止につながりかねないことから、延長は断じて行わないようという内容でございます。

5番目につきましては、2050年、温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、国税として炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、地方税、または地方贈与税として地方に財源の税源配分を求める内容でございます。

続きまして、資料の18ページをご覧ください。

こちらは、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書についてでございます。

こちらは、普天間基地の移設に向け、名護市辺野古の埋立て用土砂を沖縄本島南部が採取する国の計画を巡り、沖縄のボランティア団体が計画の断念を国に求めるよう全国1,700余りの都道府県、市区町村議会に文書を送付したとのことでございます。インターネットで全国の確認したところ、沖縄県議会や沖縄県の市町村については意見書を提出することを可決しており、また愛媛県議会や奈良県議会、東京都の小金井市議会などが可決をしておりますが、東京都千代田区議会の委員会の議事録を見ますと、意見書に賛成する方が一方で米軍基地移転の反対を視点を改めて指摘しているものではとの意見が出て、結果継続審査となっているケースもございます。近隣にも対応を確認しましたところ、水戸市と常陸大宮市では議長預かり、ひたちなか市と常陸大宮市は議員への配付のみとのこと。

以上のことから、議会運営委員会で協議いただいた結果、委員長報告のとおり、陳情と同様に配付のみとすることと決定したものでございます。

次長 すみません。長くなって申し訳ございません。

その他といたしまして、22ページをお開き願います。

市民からの意見についてということで、那珂市議会のホームページに寄せられたご意見と議会の回答（案）について載せているものでございます。

大きく分けて2つ意見があったんですけれども、まず1つ目の議会スケジュールのホームページへの掲示が直前になるところがある件ということで、市議会や委員会の日程を早く知る方法はあるのでしょうか。議員勉強会の内容についても告知してもらえると参考になりますということで、こちらに対して回答してほしいという内容でしたので、回答（案）のほうを作成しております。こちら、すみません、読み上げます。「このたび是那珂市議会ホームページにご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。議会日程に関してのご指摘ですが、会議の日程はホームページ内のカレンダーに順次入れております。定例会会期中以外に開催する会議等については、急遽開催が決まった場合などに掲載が遅れてしまうことがあります。今後は日程が決まり次第早急に掲載できるよう努めてまいります。

また、定例会会期中の会議につきましては定例会最終日に次の定例会の会期日程（案）をホームページに掲載しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

なお、議員勉強会につきましては、あくまでも本市議会議員を対象として企画しており、基本的には非公開としております。講師を依頼する場合にも、一般公開の講演ではない旨を伝えております。内容によっては傍聴を可能とする場合もございますが、座席数に限りがありますので、告知は最小限にとどめております。どうか、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

今回のご意見につきましては、議会内で共有し、市民の皆様にとって分かりやすい開かれた議会を目指して検討を重ねてまいります。ご意見ありがとうございました。」

次のページにいきまして、こちら同じ方の投稿でございます。こちらに関しては5通にわたって送ってきていただいております、それをつなげたもので今回資料としてお出ししております。

議会だよりの東海第二原発関連の内容が再稼働ありきで丸められている件ということで、ちょっと長いので概要を言いますと、まず議会だよりの記事にとっても違和感を感じますというところから始まりまして、原発再稼働には反対の市民が多いという結果が出ているのにもかかわらず、議会だよりのほうがちょっとこうした意見が意図的に隠されているのではないかとということで、具体的には議員勉強会として行った桜井前南相馬市長のお話についてのことが書かれているんですけども、次のページにいきまして、桜井前市長は東海第二原発の再稼働には反対の立場であったのに、議会だよりでこうした話が意図的に隠されているのではないかとということで、それが市民に対して非常に不誠実な編集だと思えます。最後の段、東海第二原発の再稼働の是非に対して市民の意見を集約する方向で議会だよりの編集をお願いしますということで締められているんですけども、こちらの回答（案）といたしまして、次のページです。「このたびは那珂市議会ホームページにご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。ご意見につきましては、議会広報編集委員会及び原子力安全対策常任委員会に報告いたしました。東海第二原発再稼働の問題に関しては、現在原子力安全対策常任委員会が中心となって市民の皆様の見解を聴く活動を行っており、あわせて、原子力に関して様々な視点から学習する機会を設けて継続的に知見の向上を図っているところです。

今回のご意見は、議会内で共有し、市民の皆様にとって分かりやすい議会広報を目指してまいります。ご意見ありがとうございました。」ということで、一応議会運営委員会のほうにお諮りして、了解を頂いております。

それと、最後にもう一点、すみません。ご連絡なんですけど、11月に毎年開催されております茨城県市議会議長会の議員研修会なんですけど、こちら11月に1泊で通常行っていたものなんですけど、新型コロナウイルス感染状況を踏まえまして、今年はオンラインでの開催にするというご連絡がありました。今回、県南担当で、取手市が企画しているんですけども、11月25日から1か月間程度、勉強会としての講演のほうの配信を行うということで、近くなりましたらば実際の視聴方法などが送られてくると思いますので、そちらご案内したいと思うんですけど、例年9月の定例会の常任委員会で議員派遣で委員会から派遣をする方を決めていただいていたんですけど、今年はそういうわけで、議員の皆さんどなたも視聴できますので、議員派遣はなしということで考えております。

以上です。

議長 大変長いあれだったんですけど、市民からの意見についても、今事務局から説明がありま

した。何か確認したいことございますか。

花島議員 市民からの意見の件なのですが、回答（案）では広報編集委員会及び原子力安全対策常任委員会に報告しましたとなっておりますが、これすぐ出すんですか。要するに、まだ報告されたとは思っていないんですけれども。この会議の後ですよ。それで、それぞれの中でどういう議論がされたかもあれば返したほうがいいかなと思います。私もこの話を聞いて広報を見てみたんですが、やはり非常によろしくない記事ですね。立場がどうこうあれ、どういう講演だったかというのをきちっと表現するものになっているべきだと私は思っています。なのに、そうならないというふうに思いました。だから、誰が書いたのかは知りませんが、一応広報編集委員会で確認した記事なので、もうちょっと考えてもらいたいと思います。

以上です。

次長 こちら、報告いたしましたという表現にさせていただいたんですが、一応正副委員長のほうには事前にこちらをお渡しして見ていただきましたので、今日皆さんにこれを全文お配りしたので、それで報告したという形でもよろしければとは思ったんですが、委員会でそれ以上に中身をちょっと検討したいということであれば、定例会中に委員会で協議していただいて、それから報告するというのも可能ですので、そちらはご検討いただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

ほかにありますか。

（なし）

議長 なければ、ここで暫時休憩をいたします。

執行部は退席をお願いいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時10分）

議長 まず、最初に常任委員会の委員長報告を行います。

産業建設常任委員会大和田委員長から報告を願います。

大和田議員 それでは、7月13日の産業建設常任委員会で執行部から説明のありました件について、ご報告いたします。

都市計画課より、那珂市立地適正化計画策定の進捗状況について報告がありました。資料については、令和3年第3回、今定例会の常任委員会資料の12ページ的那珂市立地適正化計画策定の状況をご参照ください。

この件は、令和2年第4回定例会において中間報告がありました。まず、計画の概要と策定の趣旨ですが、人口の急激な減少と高齢化を背景として、市が定める都市計画マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市計画が増えていることから、約20年後

の将来像を策定し、居住機能や生活サービス機能を長期的な視点で緩やかに誘導することでコンパクトなまちづくりを目指すものです。平成27年3月に策定された那珂市都市計画マスタープランではコンパクトなまちづくりの将来像が示されていることから、居住や生活利便施設の集約化、移動、利便性の確保等に向けた具体的な方向性や施策を示すことが必要となっており、災害に強いまちづくりに向けた取組の強化も求められていることから、これからの都市の基本的な在り方を踏まえつつ、将来に向けて持続可能で魅力あるまちを目指すため本計画を策定することです。

次に、計画の位置づけですが、市の基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに市が定める都市計画マスタープランの一部とみなされる計画であることから、方針の整合を図りながら、人口減少、高齢化への対応、都市計画と都市機能との連携、公共施設との整合、既存インフラの活用、安全なまちづくり、魅力的なまちづくりを進めていくことです。

計画の目標年次と策定期間ですが、計画期間は2040年までとし、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価を実施することとなっており、計画期間に社会経済情勢の急激な変化があった場合、必要に応じ見直しを行います。

策定期間は、令和2年度、令和3年度の2か年とのことです。

今後のスケジュールですが、7月から9月に茨城県との調整会議、10月に住民説明会の開催及びパブリックコメントの実施、1月に都市計画審議会を開催、8月に公表予定であるとのことでした。

委員からは、本計画を策定するに当たり、公共施設に関する計画、下水道に関する計画、景観に関する計画など各部署との連携が必要だと思うが、今までどのようにしてきたのか。また、今後20年先の将来像を策定するというところでいろいろ考えていると思うが、今後どういう方向で進めていくのかとの質問がありました。

執行部からは、今回の計画に関わる分野の各課を集め検討部会を立ち上げております。その中で、20年後を見据えた事業についても協議し、今回計画を作り上げたものです。今後の事業の進捗については、おおむね5年程度で内容を確認し、進捗状況を確認した上で状況に応じて事業等を各課と連携を取りながら進めていきたいとの答弁でした。

誘導区域というのはどのようなことか、誘導をどのように実行していくのかとの質問もありました。

執行部からは、立地適正化計画の位置づけとして、少子高齢化の中で20年後も持続可能なまちづくりをするため市街化区域における方針を示すものです。この方針を実現するために、立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域において生活利便施設を緩やかに誘導しつつ、居住誘導区域に居住していただける選択をしていただけるよう区域の魅力を向上させ、誘導のインセンティブになるようなハード事業やソフト事業を展開していき、持続可能なまちづくりを構築していきたいとの答弁がありました。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対して、何か確認したいことはありますか。

笹島議員 区域指定の進捗状況というのは別になかったんですよね。

大和田議員 取りあえず、区域指定の進捗についてはなくて、来年度見直しの区域指定はある
ということは報告は受けました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、それでは委員長報告についてはこれで終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時17分）

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

市民課長 市民課長の高安です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、このような機会をお与えいただきましたこと、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

まず、本日の全員協議会におきまして、第3回定例会に議案第47号として上程させていただいております那珂市手数料条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

理由について述べさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは説明させていただきます。

今年9月からデジタル庁が発足されることに伴いまして、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が5月19日に公布されました。このことに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号に関する法律になりますが、その一部が改正され、9月1日から施行されることとなっております。

これに伴いまして、個人番号カードの再発行手数料徴収関係事務の根拠に変更が生じることになりましたので、那珂市手数料条例の一部を改正し、9月1日から施行したいと考えてございます。法律は5月19日に公布されておりましたが、公布後の国や関連団体の地方公共団体……

事務局長 すみません、ちょっといいですか。資料があるようなので、全員協議会の資料の一番前を。

市民課長 説明の前に、こちらで今回こういった形で説明させていただくご理由について今述

べさせていただいていた部分ではあるんですが。資料については、常任委員会資料の1ページと、それから議案書につきましては9ページのほうから、後ほどご説明させていただく予定であります。

事務局長 資料は、全員協議会資料の一番最初のページと、あとは議案書の議案第47号になります。

市民課長 それでは、申し訳ございません。

繰り返しになりますが、今年の9月からデジタル庁が発足されることに伴いまして、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が5月19日に公布されました。このことに伴いまして、先ほど申しました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号に関する法律になりますが、その一部が改正され、9月1日から施行されることになりました。これに伴いまして、個人番号カードの再発行手数料徴収関係事務の根拠に変更が生じることになりましたので、那珂市手数料条例の一部を改正し、9月1日から施行したいと考えてございます。法律は5月19日に公布されておりましたが、公布後の国や関連団体の地方公共団体情報システム機構、そして市の役割等がその時点ではまだ明確化されておらず、6月議会への上程は間に合いませんでした。また、今定例会が8月31日からの会期であり、定例会初日の上程をさせていただいて、その日に採決をいただければと考えましたことから、本日の全員協議会におきまして説明をさせていただく運びとなっております。申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号について説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧ください。

議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することとなったことから、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するための改正となっております。

ページをおめくりいただきまして、11ページの新旧対照表をお開きください。

第6条第2項及び第3項は、別表改正により、本則で引用しております項番号に項ずれが生じるための改正となっております。別表中、13の項が個人番号カード再交付手数料の項になります。この13の項を削り、14の項を13に、順次15の項から42の項まで1項ずつ繰り上げる改正となっております。次ページ以降、その繰上げ内容になってございます。

12ページの附則におきましては、この条例の施行日を規定しております。また、今回の手数料条例の改正により令和元年度に公布済みの使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の第6条の規定に影響が生じるため、改正条例の一部を改正することにより項ずれの解消をしているところでございます。

続きまして、先ほどもありました全員協議会資料の1ページ目をご覧くださいと思います。こちらに、今回の法律改正の内容のほうを簡単にまとめたものをつけてございます。

これまで、個人番号カード関係事務につきましては、国から法定受託した全国の市区町村が地方共同法人として位置づけられている地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼ばれているところなんですが、そちらに委託をしまして、J-LISが作成等の業務を行っておりました。それに対し、市区町村からJ-LISに交付金を支払い、市区町村はその経費を補助金として国に申請し、10分の10が交付されておりました。しかし、このたびの法の整備によりまして、J-LISは国と地方公共団体が共同で管理する法人へと転換され、個人番号カードの発行主体として明確に位置づけられ、カードの発行手数料を定め徴収できるようになりました。また、そういった徴収事務につきましては市区町村に委託できるようになりました。このことに伴いまして、市手数料条例に基づく徴収ができなくなったことから、不要となる規定の削除を行う改正となっております。

なお、今回のこの改正に基づきまして、国の法改正及び市の手数料条例の一部改正はございますが、市民課の窓口で行う業務につきましては今までどおり何も変わりませんし、市民の皆様にご負担いただいております個人番号カードの再発行手数料につきましても今までどおり800円を頂くという形に変わりはありません。

説明につきましては以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 この議案第47号については、施行日が9月1日ですので、初日、31日の本会議で採決を行いたいと、こういうふうに思いますが、ご理解を賜りたいと思います。

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました那珂市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、本会議初日に上程、質疑、討論、採決までを行いますので、ご承知おきしたいと思いますので、お願いをいたします。また、那珂市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑、討論の締切りは8月27日金曜日の正午までといたしますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時29分)

再開(午前11時30分)

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告についてを議題といた

します。

初めに、国内及び県内の感染者の状況について、執行部から説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長玉川と申します。よろしくお願いいたします。

全員協議会資料2ページのほうをお開きください。那珂市新型コロナウイルス感染症対策の経過報告としまして、そちらのほう次第を入れてあります。

3ページをご覧ください。国内及び県内感染者の状況について、まず国内の感染者の状況になります。

この資料は、先日の政府の本部会議の資料として使われたものですので、日にちは、8月11日のものとなっておりますが、経過としましては、それ以上に今進んでいるというところになります。全国の新規感染者数のほうは急速なスピードで増加傾向が継続しておりまして、全国的に全ての地域で増加が、今まで経験したことがないスピードで感染拡大をしております。それに伴って、これまで低く抑えられていた重症者数のほうも急激に増えているという状況になりました。療養者数の増加に伴いまして入院等調整中の数も急激に増加し、公衆衛生体制、保健所の体制、それに加え、医療提供体制が非常に厳しくなっているというところで、災害時の状況に近い局面を迎えていると政府のほうではまとめてあります。

新型株に関する分析についてですが、今皆様も報道等でご存じのとおり、変異株、デルタ株よっての陽性率のほうがどんどん上昇が続いておりまして、置き換わりが進んでいると言われております。このことが今現在感染拡大の大きな要因になっているとされております。これまでの感染拡大を受けたこういった公衆衛生体制ですとか医療提供体制ですとか、そういったところの逼迫を受けまして、茨城県も8月20日から9月12日まで緊急事態措置を実施することになったということは皆様もご存じのとおりだと思います。4ページのほうがそういった緊急事態宣言の出ている地域、まん延防止等重点措置の出ている地域になっております。

6ページのほうをご覧ください。

次に、県内の感染状況になります。茨城県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、8月3日から茨城版コロナNextをステージ4に引き上げまして、対策を講じるということが示されております。同日付で県独自の緊急事態宣言が発令されまして、8月5日には国からのまん延防止等重点措置を実施すべき区域ということで、那珂市を含む38市町村、こちらのほうが指定を受けました。さらに、8月15日からは県内43市町村がまん延防止の重点措置の区域となっております。さらに、感染状況が拡大しているところで、茨城県のほうが8月16日に茨城県独自の非常事態宣言を発令しまして、8月31日までを期間として、県民が一丸となった行動抑制をする必要があるというところの要請が出ている次第でございます。

県内の感染者の状況、そちら資料を作成した時点のものなのですが、昨日8月23日現在

の数字のほうをポイントで申し上げます。陽性者数のほうは1万8,620人になっております。そのうち、療養中2,501人、入院中は463人、その中でも重症の方23人、先週17日の時点よりは若干減少している状況であります。中等症309人、軽症131人、自宅療養1,791人、自宅療養のほうは全国的にも増加しているというニュースがあるかと思いますが、茨城県内においても自宅療養の方、増えていることが分かります。

次、7ページからは8月16日に茨城県知事発表で使われました茨城県の非常事態宣言の資料をつけてありますので、皆様、こちらお目通しいただいているかとは思いますが、参考につけてありますので、見ていただければと思います。この中で、医療体制に関することが書かれておりますけれども、医療体制に関しまして、県が今調整、整備をしているところでございます。市としましても、こちらに書かれていること、こういったことの具体的なところを確認をさせていただくのにもちょっとご連絡はしているんですが、今の感染状況、かなり広がっているところで、保健所の職員のほうも夜遅くまで、全ての方にフォローをしてということがかなり難しくなっているという状況の中で、具体的ところは、現在、市としては把握はできておりませんので、その旨だけは先にお伝えさせていただきます。

以上になります。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。特にありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、次に進みます。

続きまして、市内の感染者の状況及び市の対応について、健康推進課長から説明を願います。

健康推進課長 それでは、資料13ページになります。市内の感染者の状況についてになります。

市内の感染状況、陽性者のほう、こちら8月17日現在となっておりますが、昨日8月23日現在では那珂市内の感染者数は154例となっております。4月下旬から5月上旬にかけての第4波と比較いたしましても、7月下旬からの第5波の陽性者の確認が増加しているのが顕著になっているのが分かるかと思っておりますので、そちら、グラフのほうも参考に見ていただければと思います。

資料14ページのほうをご覧ください。

緊急事態宣言等の発令を受けての対応につきまして、市の対策本部のほうで協議をいたしまして、8月6日から茨城県の緊急事態宣言、その後、8月8日からのまん延防止等重点措置適用、16日からの茨城県非常事態宣言、8月20日からの国による緊急事態宣言の発令、それに応じまして、市役所窓口、市有施設の休館、休止、イベント等の対応について、一応9月12日までの期間を設けまして対応のほうを決定いたしました。市役所窓口の日曜開庁について、8月12日から9月12日までの日曜の窓口開庁のほうは休止を決定いたしま

した。木曜日の窓口の時間延長につきましては継続的に実施をしていきます。

次に、市有施設の対応ですけれども、8月6日から一部を除いて休業、休館としておいたところ、9月12日まで以下の表のとおりとなっておりますので、見ていただければと思います。

15ページのほうがこの期間にありますイベント等の対応になります。イベント等につきましても、中止、延期の予定を立てておりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

寺門議員 来月の12日まで一応、いろんな規制があるということなのですが、9月5日は茨城県知事選挙の投票日になっていきますけれども、この会場になるところの対策というのはどのような対策をやるんですか。

健康推進課長 茨城県知事選挙につきましては、通常、今までも想定をされております選挙の会場は変わりなく投票所として開きます。ただ、その感染対策としまして、入場する方の入場する時点で体温を測定したり手指消毒をしていただいたり、使用する鉛筆等の消毒等、そういったところは徹底をしながら、密を避けるような形で進めるという形になっております。

以上です。

寺門議員 鉛筆については、使い捨てというところもあるように聞いておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。噂では何か使い捨てでやるよなんていう話を聞いたんですが。

健康推進課長 使用する鉛筆等については、使い捨てではなくて、一度一度消毒をする、失礼いたしました。今、使い捨てのものを使うということがありましたので、最初は1本1本消毒をしてという予定ではいたんですが、ここまで感染が広がってきているということで、使い捨てのものを使用するというところで準備を進めているようです。

以上です。

議長 よろしいですか。

寺門議員 もう一点。そうしますと、会場への入場の仕方は、これは有権者の方々の判断ということになるんですかね。例えば、時間を区切ってどうだこうだということではなく、混み合うことを避けましょうとか、その辺はどういう指示を出すんですか。それもちょっと伺います。

健康推進課長 すみません、詳しい選挙の進行具合についての情報について、私のほうで把握をしておりませんので、この場でそれに対してのお答えはできないので、選挙管理委員会のほうへご確認をいただければと思います。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

議長 これは総務課のほうで。

寺門議員 了解しました。

花島議員 今の話だとほかに振られるかもしれないんですけども、例えば投票所に行ったけれども熱が低いというのは検知できないとか、ちょっと具合が悪そうとかいうときに、どういう対応になるのでしょうか。つまり、病気の人でも投票する権利はあるので、そのところの扱いはどういうふうに計画していますでしょうか。

議長 課長、どうですか。

健康推進課長 すみません、そういった細かい想定に関しても私どものほうで特に確認はしておりません。この後、確認はしておこうと思いますが、具体的な、そういった進行のこととか運営に関しては総務課に直接お尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

花島議員 総務課でもいいですが、結局どうやるかというのはそちらが担当なんで、よく考えて、協議して決めていただきたいと思います。よろしく願いします。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、この件については終了をさせていただきます。

続きまして、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、健康推進課長から説明を求めます。

健康推進課長 それでは、資料の16ページをご覧ください。

那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、まとめましたので、ご報告をさせていただきます。

第1回から第53回まで、5月17日開催分までは前回の全員協議会のほうで報告をさせていただきました、今回は、6月7日から8月17日までに開きました54回から61回の本部会議の開催状況についてまとめました。16ページ、17ページになります。

毎回、本部会議の後に議員の皆様には開催内容をファクスでお知らせしておりますので、その内容とこちらのほうに載せてあるものは変更はございませんので、見ていただければと思います。

以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことありますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件を終了といたします。

続きまして、市立小中学校、幼稚園の対応について、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

資料18ページでございます。市立小中学校、幼稚園の対応につきまして、ご説明いたします。

(1) 第1学期終業からの状況でございます。本年度は例年どおりの日程で終業式を行いまして、7月21日から現在、夏季休業中でございます。

(2) 学校行事、活動等の状況でございます。中学校の部活動でございますが、8月16日に県の非常事態宣言が発令されましたことに伴いまして、部活動のほうは全て現在中止ということで、活動はしてございません。

(3) 2学期の教育活動でございます。今後の感染拡大の状況、あるいは国・県の動向などを踏まえまして、分散登校などの実施につきましても踏まえまして、各行事や活動の延期、中止などの対応につきまして検討しているところでございます。現在、まだ県のほうの指針等が出てございませんので、2学期始めどうするかというところは現段階で未定ということになってございます。また、学童保育につきましても、こちらの学校の動向に合わせた対応ということで検討を同じようにしているところでございます。

(4) 国補助金を活用した支援、市の独自支援でございます。こちら、3つほど計上しておりますが、こちらのほうは9月の補正予算のほうに計上されているものでございます。1つ目でございます。要保護・準要保護世帯への経済的支援ということで、感染症対策物品等の購入費用の経費として特別支援金を給付しまして、経済的な支援を図るということで、こちらのほうは昨年度も同じように実施しているものでございます。2つ目としまして、中学校の修学旅行中止に伴う経済的支援ということで、中止に伴うキャンセル料等につきまして、保護者負担軽減のため市が負担するというものでございまして、こちら昨年度と同様の対応をしてございます。3つ目としまして、学校支援、学生ボランティアの配置ということでございます。学校におきまして、感染症の影響により発生しております、主には消毒作業、あるいは学校、授業の準備等の業務支援のために学生のボランティア、こちら有償ボランティアを想定してございます。こちらのほうを要望校に配置することによりまして教職員等の業務負担軽減を図るということとともに、アルバイト収入が減少している学生の生活の支援などにも寄与したいということで予定してございます。配置期間のほうは、11月から3月末を予定してございます。

説明のほうは以上になります。よろしくお願いたします。

議長 学校教育課から説明が終わりました。

お尋ねしたいことございますか。

花島議員 最後に説明のあった有償ボランティアの配置なんですが、11月からというのは何でしょうか。もう少し早くやらない理由は。

学校教育課長 9月補正予算に計上を予定してございまして、そちらの予算成立後、各大学のほうに募集のほうをかけまして、その募集期間等を考慮しまして11月の初め頃が一番早い日程かなというところで11月からということになってございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、学校教育課の説明はこれで終了いたします。

総務課長 総務課の会沢です。よろしくお願ひいたします。

この度の選挙におけるコロナ感染症対策としましては、筆記用具につきましては使い捨てのクリップペンを使うということで、各投票所のほうに用意してございます。

また、入場のほう、選挙当日の9月5日としましては、密にならないようにということで、8月20日から9月4日まで期日前投票の期間がありますので、市の広報、ホームページ、また入場券を送付した際のハガキのほうにも9月5日に集中しないように、できるだけ分散して期日前投票の利活用のほうをお願いいたしますということで広報しているところでございます。

あと、投票所内の、9月5日の投票所内の消毒等につきましては、担当のほうにも定期的な消毒、こちらのほうの励行につきましては徹底していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 それでは次に進みます。

市の独自支援事業等の進捗状況について、プレミアム付商品券事業から子育て世帯生活支援特別給付金事業まで、執行部から説明を求めますが、まず最初に政策企画課、続いて社会福祉課、さらにこども課の順に説明を願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。

19ページになります。

5、市の独自支援事業等の進捗状況についての1つ目の丸、プレミアム付商品券事業(市独自支援事業)について、ご説明をいたします。

この事業につきましては、今年2月及び5月の全員協議会のほうでご説明をさせていただいたところでございますが、昨年度に引き続きましてプレミアム付商品券の第2弾を発行する事業でございます。

概要としましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済活動を回復させるために、市がプレミアム付商品券を発行しまして市民の消費を喚起して、市内経済の活性化を図るということを目的として実施するものでございます。

1冊当たりの販売金額は5,000円で、6,500円分の利用ができる商品券としまして、5万部を発行いたします。

販売期間は、1次販売を8月1日から8月31日までとしまして、その後、2次販売として1次販売の残りの商品券を9月1日から11月30日まで販売をいたします。2次販売につきましては、どなたでも購入できるようにしまして、売り切れ次第販売終了ということになります。

利用期間につきましては、1次販売の初日であります8月1日から2次販売の最終日となります11月30日までの4か月間でございます。

現在の進捗状況、実績としましては、販売店が39店、取扱いが211店となっております。いずれも、若干ではありますが、昨年よりは上回っているという状況でございます。

また、資料に記載はございませんが、8月20日現在での実績では、1万800冊、7,020万円分を販売してございまして、各店舗でのご利用としましては、8月15日締切り分までの集計でございますが、59万6,000円のご利用をいただいているというところでございます。

続きまして、その次の丸になります。新型コロナウイルス感染症PCR検査事業。市の独自支援事業について、ご説明をいたします。

この事業につきましては、8月5日に議長のご了承を頂きまして、議員の皆様にはファクスにて情報提供させていただいた事業でございます。

事業概要にありますとおり、茨城県独自の緊急事態宣言の発令や那珂市がまん延防止等重点措置の対象地域に指定されたということを受けまして、市民等を対象にPCR検査費用の一部を市が負担するという事業を実施することによりまして、市民の重症化予防及び不安軽減を図るとともに、感染拡大の防止や早期収束を目指すというものでございます。

次の実施基準では、この事業を実施する基準となっております。先ほども申し上げましたとおり、那珂市が国や県から何らかの指定を受けた場合に実施するということになってございます。

次の20ページに移りまして、実施期間でございますが、ファクスでの情報提供時にはまん延防止等重点措置の対象地域に指定されるということで、8月31日まで実施するとしてございましたが、8月17日の国の発表によりまして9月12日まで茨城県に緊急事態宣言発令されましたので、実施期間を延長することといたしました。

その下の実施日時でございますが、火曜日と木曜日の午前9時から午後3時までで、1日最大40人を想定してございます。

次の検査方法から下の内容でございますが、PCR検査キットを使用した唾液による検査でございまして、検査対象者は無症状で検査を希望する市民及び市内事業所に勤務する者を対象としまして、自己負担金として2,000円を頂いてございます。

検査場所につきましては、中央公民館脇の砂利の駐車場におきましてドライブスルー方式で実施してございまして、検査は茨城県総合健診協会に委託して実施をしております。

また、資料に記載はございませんが、ここまでの実績としましては、8月17日の火曜日は17人、19日の木曜日には39人が検査をしてございまして、ここまでの陽性となった方はいらっしゃいません。なお、本日24日も検査日となっております。31人の予約を受け付けてございまして、今現在実施しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から社会福祉課の説明を求めます。

再開を午後1時といたします。

休憩（午前11時59分）

再開（午後0時59分）

議長 それでは、再開をいたします。

午前の花島議員の質問で、総務課というようなことですから、総務課長のほうから答弁をお願いいたします。

総務課長 総務課の会沢です。よろしくお願いいたします。

午前中、花島議員からの質問でございますが、発熱されている方の投票についてということだと思います。そちらにつきましては、投票所に来ていただいた方が発熱の症状があるような場合、その方には投票をしていただくんですが、その方の投票が終了するまで、後ろに並んでいる方は投票所から出ていただきます。この発熱された方の投票が終了しまして、消毒を終えてから、改めまして後ろの方の投票入場のほうを始めるということで考えているところでございます。こちらのほうにつきましては、これから係員の説明会がありますので、徹底していきたいということで考えております。

以上です。

議長 花島議員、よろしいですか。

花島議員 はい。

小泉議員 すみません、それでいくと投票用紙交付とか、職員は少なくとも熱を出している方に対応しなきゃいけなくなってくると思うんですけども、その辺りは大丈夫なんですか。

総務課長 投票事務に携わる方、立会人、係員の方につきましては、フェイスシールド、マスク、また投票用紙交付の際には、ゴムの手袋そういったものできちっと防御のほうはしていただくような形で対応していく予定でございます。

また、投票所につきましても、定期的な換気、それと定期的な消毒、そちらのほうを徹底するように係員のほうにはこれから説明するというところでございます。

議長 それでは、午前に引き続きまして社会福祉課長から説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。

資料は20ページになります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業について説明いたします。

事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付けの終了などによりまして緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯が存在するため、こうした世帯に対しまして就労による自立を図るための自立支援金として支給するものでございます。

申請期間等でございます。申請期間は、当初資料作成時におきましては令和3年7月1日から令和3年8月31日まででございましたが、今日17日付で厚生労働省から通知がござ

いまして、令和3年11月30日まで申請期限が延長となっております。

支給期間は、最大3か月で、変わらずでございます。

進捗状況、実績等でございます。令和3年7月1日から相談申請窓口を市総合保健福祉センターひだまり内の自立相談サポートセンターに開設しまして、受付業務を開始しました。また、県社会福祉協議会から情報提供いただいた支給要件を満たす10世帯に対して案内通知を発送しました。あわせて、市ホームページに事業のお知らせを掲載いたしました。実績につきましては、現在相談件数が8件、申請件数が1件、支給件数がゼロ件でございます。

以上でございます。

議長 続きまして、こども課からお願いをいたします。

こども課長 こども課長の加藤でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業について、ご説明いたします。

資料は21ページでございます。

事業概要でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、ふたり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金、児童一人当たり一律5万円を支給するものでございます。

① 低所得者のひとり親世帯と②①以外の住民税非課税の子育て世帯となります。

対象期間は、①は令和3年4月21日から令和4年2月28日まで、②につきましては令和3年7月13日から令和4年2月28日となっております。

進捗状況、実績等でございます。①のほうは、申請世帯数が348世帯、人数で521人、給付総額が2,605万円。②のほうでございますが、給付世帯数が140世帯、244人、給付総額1,220万円。令和3年8月6日現在でございます。

説明は以上でございます。

議長 3課にわたる説明が終わりました。

ここで確認したいことございますか。

古川議員 こども課に伺います。今ご説明のあった子育て世帯生活支援特別給付金事業ですが、これは何か申告制なんですか、それとも役所のほうでこの対象者というのを把握していて、全ての世帯にこの給付金を振り込むか何かするというのでしょうか。

こども課長 ①のほうは、ひとり親世帯のほうですが、児童扶養手当を支給されている方はこちらで把握しておりますので申告は不要でございます。それ以外、新型コロナウイルスの影響によりまして家計が急変した場合は申請制になりますので、そちらは申請していただくというようなこととなります。

以上です。

古川議員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、次に進みます。

暫時休憩をいたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後 1 時07分）

再開（午後 1 時08分）

議長 再開をいたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、国民健康保険傷病手当金から就学奨励特別支援金まで、執行部から説明を願います。

まず、最初に保険課。

保険課長 保険課長の生田目です。

国民健康保険傷病手当金について、ご説明いたします。

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染等により働けなかった場合に支給するものですが、国の財政支援の適用期間が前回報告時の 9 月30日から12月31日に延長されております。

対象期間につきましても、今後、市規則のほうを改正しまして12月31日までとし、周知をしております。

今年度の申請件数は 1 件で、前回報告時から変更はございません。

続きまして、国民健康保険税の減免について、ご説明をいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を対象に保険税の減免を行うものですが、申請期間は 4 月 1 日から来年の 3 月31日までとなります。

周知につきましては、昨年度と同様に広報誌やホームページのほか、保険税の個別通知にチラシを同封しております。8 月16日現在の減免決定者数は 2 名。減免決定額は33万 8,000円でございます。

以上になります。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。

介護保険料減免等につきまして、ご説明いたします。

資料は、21ページの 2 つ目の丸のところになります。介護保険料減免等をご覧ください。

初めに、事業概要です。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いたしました被保険者等を対象に、令和 3 年度分の第 1 号被保険者の介護保険料につきまして減免を行います。

申請期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで受付をいたします。

続きまして、進捗状況、実績等です。保険料の減免に関する広報、周知につきましては、

広報なか7月号及び市ホームページに記事を掲載したほか、8月に発送いたしました保険料の通知書にてご案内をしております。令和3年8月6日現在の申請状況になりますが、介護保険料の減免、徴収猶予ともに申請はございません。

以上でございます。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。

商工観光課所管の市の独自支援事業等の進捗状況について、説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、全員協議会資料22ページをご覧ください。一番下の段になります。

茨城県中小企業継続応援貸付金負担金になります。県と協調し、事業の継続や雇用の維持を支援するために200万円を上限に貸し付けるもので、市負担分は4分の1、最大50万円になります。

申請期間につきましては、9月30日までとなっており、令和2年度から継続して受け付けている事業になります。

実績につきましては、現在のところまだございません。

では、次ページ、23ページをご覧ください。雇用調整助成金等申請支援金になります。

国の雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士に依頼して行った場合、10万円を上限に交付するものです。

申請期間につきましては、12月31日までとなっており、令和2年度から継続して受け付けている事業になります。

実績につきましては、現在のところまだございません。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金になります。

国及び県の経済対策支援制度の交付を受けた事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部について、3万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、12月31日までとなっており、令和2年度から継続して受け付けている事業になります。

実績につきましては、給付件数が1件、給付額が3万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等支援金になります。

感染症拡大防止対策を実施するために必要とする経費について、5万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、1月31日までで一旦終了したところではございますが、追加対策といたしまして5月から第2回目の申請を受け付けており、申請期限を11月30日までとしております。

実績につきましては、給付件数が27件、給付額が134万6,551円となっております。

続きまして、小規模事業者持続化支援金になります。

国の小規模事業者持続化補助金を利用し給付を受けた事業者に対し、自己負担する経費

の2分の1以内、25万円を上限に支援するものです。

申請期間につきましては、令和4年3月31日までとなっており、令和2年度から継続して受け付けている事業になります。

実績につきましては、給付件数が8件、給付額が130万1,159円となっております。

商工観光課からは以上になります。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長渡邊です。よろしくお願いいたします。

資料は24ページとなりますので、ご覧ください。

公共事業者等支援事業について、ご説明を申し上げます。

本事業の概要でございますが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大、移動自粛などにより利用者が激減した交通事業者に対しまして、事業の継続を支援するものでございます。

次に、給付の対象及び要件でございますが、昨年と同様、那珂市内に事業所のあるバスやタクシーの事業者、または那珂市内を運行しているバス事業者を対象としております。

また、給付額につきましても、昨年同様、1事業者辺り基本額としまして10万円、さらに加算額としまして、バスでありましたら1台当たり5万円、または路線1系統当たり5万円、タクシーであれば1台当たり2万円を加算いたします。なお、支給の要件につきましては、今回の緊急事態宣言を鑑みまして、対象期間を本年4月から12月までといたしまして、このうちいずれか1か月の売上げが令和元年度の同月比で30%以上減少している事業者を対象といたしました。

また、申請期間につきましては、本年10月1日から令和4年1月31日までといたします。

最後に事業経費でございますが、107万円でございます。

都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。

資料25ページでございます。就学奨励特別支援金、こちらにつきまして説明させていただきます。

こちら、市の独自事業でございます。学校生活で感染防止に必要なマスクや消毒剤等の購入費の負担軽減のために、要保護、準要保護の世帯に児童生徒1人当たり3万円の支給をすることで経済的負担の軽減を図るものでございまして、昨年度に引き続き、今年度も行う事業でございます。

対象者としましては、11月1日現在の要保護、準要保護の該当の児童生徒ということで、今現在、小学校204人、中学校113人が対象となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。

これより、お聞きしたいことがございましたらお願いをいたします。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、先に進みます。

それでは、続きまして、新型コロナワクチン接種の状況について、健康推進課から説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課玉川です。よろしくお願いいたします。

資料のほうは26ページになりますので、ご覧ください。

新型コロナワクチンの接種状況について。

まず、接種の実績になります。8月23日現在の数字のほうを申し上げます。そちら17日、資料を作成した時点でしたので、一番最新としまして、昨日の実績のほうでご報告をさせていただきます。

世代のほうは、高齢者、まず1回目の接種者数1万5,558人、接種率は86.2%となっております。高齢者2回目、接種者数1万5,106人、接種率は83.7%になります。その下、全世代、12歳以上、対象となる方全ての中で1回目の接種が終わられた方2万5,025人、接種率は50.2%です。2回目の接種が終わった方2万1,529人、接種率は43.2%となっております。今回ここでご報告させていただきます接種率につきましては、本市において接種券を送付したときの接種予定人数となっております。国のほうで示しております接種率については、その市町村全人口で見た接種率で全国比較をしておりますので、若干その数字とずればございますが、うちのほうで見る実績としてはそちらの数字を今回お出しさせていただきました。全人口で見た割合についても、ちょっと計算をしてみました。全世代で那珂市の全人口、人口の基準が令和2年1月1日になっておりますので、ちょっと前の数字にはなるんですが、そういった数字を使うということになっておりますので、それで見ますと、那珂市全世代1回目の接種率は45.8%、2回目の接種が39.4%になっております。

次に、市の設営しました集団接種の実績としまして、現在、本日も接種は実施しているところですが、8月9日までの実績をそちらのほうに載せてあります。中央公民館のほうで合計17日、そちらで接種をされた方、4,881件となっております。総合センターらぼーのほうの会場で日程を8日間設けております。そちらの中で2,592件、接種のほうを実施してきておりました。今回、8月の中央公民館の集団接種の日程の中で、基礎疾患をお持ちの方の中に障がいのある方、そういった部分が含まれておりましたので、そちらに対して、なかなか大人数のいるところで接種をするのは難しいと、そういったお声を聞きましたので、ある程度、対象の方にこちらのほうから通知を出させていただいて、接種人数を減らす形で接種のほうを実施いたしました。その申込数に関しましては、219名の申込みがありまして、1回目の接種は9日までに全て終了しております。2回目の接種、昨日23日から来週8月30日までの間でまた実施をしていく予定でおります。

3番目としまして、申込み、接種の進捗状況についてになります。

そちらの表を見ていただいて、現在8月、今日現在ですと申込みを受け付けております

のは基礎疾患がある方、高齢者施設等に従事する方のほか、一般の方になりますと50歳以上の方、そちらのほうを受け付けております。今週土曜日、8月28日からその対象年齢を引き下げまして、45歳以上の方の申込みを開始する予定であります。それ以下につきましては、一応40歳以上、40歳から45歳の方につきましては9月中旬をめぐりご案内ができるかと考えております。その下の世代の方につきましては、こちら10月以降とは書いてありますけれども、ワクチンの供給状況と市内での接種状況を踏まえまして、少しでも早く、目安としてはこの時期になりますけれども、少しでも早く接種ができるような時期が見通せましたらば、その都度お知らせをしていきたいと考えております。

次、27ページのほうをご覧ください。

県の大規模接種のほうの枠の申込状況になります。

接種日数が、8月14日から9月9日までの14日間の日程をいただいて、合計840名、1日60名ということで申込みを受け付けまして、2回に分けましたけれども、即完売というか、申込みが埋まったような状況になっております。こちらは特に年齢制限を設けませんでしたので、かなり若い世代から申込みをしたいという要望もありましたので、そちらのところで、12歳以上の全世代として受け付けをしたところでもあります。

5番としまして、今ワクチン廃棄回避ということで、以前は対象年齢の中でキャンセル待ちという形を取っておりましたが、こちらのほうも特に年齢を分けずに、キャンセル待ちで接種のご協力がいただける方、ワクチン廃棄をいかにしてなくすかということですので、特に年代を区切らずに受け付けております。これに関する周知につきましては、広報なかですとかホームページ等で周知をしております、申込みを受け付けております。現在、300名弱の申込みを受け付けて、協力者としての登録がございます。

(6) としまして、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、ワクチンパスポートと言われるものですが、これは国のほうで海外への入国、外国への入国時の防疫緩和措置ということで、そういったものを日本でも、証明を発行するという国の方針を受けまして、7月26日から交付をしております。現時点では、海外渡航が目的とされる方のみとなっております。

実績としましては、8月17日現在、9名の方、申請のほうがありまして、交付をしております。交付窓口のほうは、健康推進課のほうで行っております。

今後の、ワクチン接種後の感染対策なんですが、ワクチンを接種したからといってかからないということではありませんので、引き続き感染症対策、そちらのほうは同様に、マスクの着用ですとか手指の消毒ですとか、密を避けるですとか、そういったところは引き続きご協力をいただけるように周知、啓発のほうに努めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

笹島議員 今、国からワクチン供給、ちょっと一時ストップしたでしょう。今はどうなんですか。

健康推進課長 ワクチンの供給につきましては、ストップしているわけではなくて、今まで、6月分までに来ていた量よりもかなり、半数以下に減るという形で、来るのは継続的に来ております。ただ、6月までに来ていた量よりは半分程度に、また、今8月ですけれども、9月以降はまたさらに減る予定でおります。

笹島議員 ますます延びちゃうんじゃないの、それ。今年いっぱいかかっちゃうんじゃないですか。どうですか、見込みは。

健康推進課長 見込みとしましては、箱数としては、来る箱数は減りますけれども、今までに来ていた累積がありますので、その中で順次できるように進めてまいります。国のほうで11月末までの接種終了をということで、政府のほうもそういった方針が出ております。確実に11月末までに全てが終了できるかという確証はございませんが、少しでも多くの方、希望される方が接種できるように準備をしております。

ワクチンの箱数に関しましても、各自治体の住民の数を基本としまして、各市町村で何人だから何本という形の割り当てになっております。全国的にも、小さい市町村はもう接種がほぼ済んでいるというところもございます。そういったところで、徐々に徐々に終了している市町村が多くなってきますと、全てそちら、今まであれば全ての市町村に配付していたものが、全てではなくなる。そうすると、その部分をまだ終わっていない市町村のほうに回していただくと言いは変ですが、配分をしていただくような形で、どこの市町村にも配付すると、そういう方向は出ておりますので、市としまして、今頂く箱数だけでは足りないということは今回も希望を出しておりますので、そういった中での配分を見ながら実施をしていきたいと考えております。

以上です。

笹島議員 市町村でそんなに回ってこないんだったら、県のほうの大規模接種のほうに回したほうがいいのか。そういうことも考えているですか。

健康推進課長 県の大規模接種に関しましても、県全体でどれぐらい、今茨城県の中で大規模接種会場5会場設けられております。エリアに分けて、大体どこの会場だとどこの市町村という形になりますので、この地域ですと県央、県北ということで、県庁のところにあります福利厚生棟、そちらのほうの接種になりまして、県北の市町村に同数ずつ分けられているわけではないので、市町村の人口割のところと、あと希望数というところもありましたので、そういったところでご報告をさせていただいて、今現在も設けられている日数の中では、これ以上増えることはないと思っています。ただ、この9月9日以降、また県がどのような形で日数を増やすのか、枠を増やすのかについてはまだ示されておられませんので、そちらのほうも活用ができるときには市民の皆様にはご紹介をしていこうとは考えております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

大和田議員 ちょっとピンポイントな質問なんですけれども、12歳から18歳、今子供にもかかるデルタ株なんていうので、現在の接種率なんていうのは分かったりしますか。

健康推進課長 10代の接種率でいきますと、19歳未満の1回目の接種率は今5.8%、2回目まで終了しているのは1.5%になっております。

大和田議員 というのも、学校も始まるとか、修学旅行ができるのかできないのか分からないんですけれども、それ以後、進捗状況、ワクチンの状況を見るとだんだん年代が下がっていくという状況なんですけれども、特段に12歳、先ほど言った19歳以下というんですか、というのは集団で動くことも多いので、そういうのを優先的なワクチンというか、そういう年代に指定というか、そういうのは考えたりは、市としてはどうなのかなと思ひまして。

健康推進課長 第5波になりまして、かなり若い世代の感染が増えてきているというのは事実です。ただ、那珂市の感染者数を見ますと50代の方、40代の方、今一番そこが多いです。その数と比べますと、まだ10代に関しましては複数人というところ、今後また感染が広がればそこが増えてくる可能性はありますが、今50代、40代の感染者数が一番多くなっておりまして、その世代が今重症化しやすいと、確率が高いと言われておりますので、今ちょうど50代、今度45歳まで下げますけれども、そこを早めに確実に接種をしながら進めていきたいと思っておりますので、どこの年代を優先すればいいのか、どこの年代においてもそれぞれのご事情があるのでどこも優先したいところではあるんですが、ワクチンに限りがあるところからしますと、重症化の患者を少しでも防ぐと。今、重症化することで病床に入院が長くなりますので、病床逼迫にまさに直結するところになりますので、そういった観点からいくと、今まずはこの年代を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

大和田議員 家族内感染とかいうのも、ちょうど40代、50代ですとお子さんもいるということで、世帯で考えたりしていくのも今後の有効なワクチンの活用なのかななんていうのも思ったまですから、回答はいいんですけれども、少しご検討いただければと思います。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等については、これで終了をいたします。

これにて全員協議会を閉会といたします。

ご苦労さまです。780

閉会（午後1時34分）

令和3年11月22日

那珂市議会議長 福田 耕四郎